

（ ）の部分は政府提出法案に対する衆議院における修正部分）

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法

## 目次

第一章 総則（第一条 第三条）

第二章 基本方針等（第四条 第七条）

第三章 地域計画の作成及び実施（第八条 第十四条）

第四章 特定地域における道路運送法の特例（第十五条）

第五章 雑則（第十六条 第二十条）

第六章 罰則（第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、一般乗用旅客自動車運送が地域公共交通として重要な役割を担っており、地域の状況

に依じて、地域における輸送需要に対応しつつ、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにすることが重要であることにかんがみ、国土交通大臣による特定地域の指定及び基本方針の策定、特定地域において組織される協議会による地域計画の作成及びこれに基づく一般乗用旅客自動車運送事業者による特定事業等の実施並びに特定地域における道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の特例について定めることにより、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進し、もって地域における交通の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「一般乗用旅客自動車運送事業」とは、道路運送法第三条第一号八の一般乗用旅客自動車運送事業をいう。

2 この法律において「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

3 この法律において「一般乗用旅客自動車運送」とは、一般乗用旅客自動車運送事業者が行う旅客の運送をいう。

4 この法律において「地域公共交通」とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第一号に規定する地域公共交通をいう。

5 この法律において「特定地域」とは、次条第一項の規定により指定された地域をいう。

6 この法律において「特定事業」とは、一般乗用旅客自動車運送事業について、利用者の選択の機会の拡大に資する情報の提供、情報通信技術の活用による運行の管理の高度化、利用者の特別の需要に応ずるための運送の実施その他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、輸送需要に対応した合理的な運営及び法令の遵守の確保並びに運送サービスの質の向上及び輸送需要の開拓を図り、もって一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する事業をいう。

7 この法律において「事業用自動車」とは、道路運送法第二条第八項に規定する事業用自動車をいう。

（特定地域の指定）

第三条 国土交通大臣は、特定の地域における一般乗用旅客自動車運送事業の次に掲げる状況に照らして、当該地域の輸送需要に的確に対応することにより、輸送の安全及び利用者の利便を確保し、その地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心として一

般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めるときは、当該特定地域を、期間を定めて特定地域として指定することができる。

一 供給過剰（供給輸送力が輸送需要量に対し過剰であることをいう。）の状況

二 事業用自動車一台当たりの収入の状況

三 法令の違反その他の不適正な運営の状況

四 事業用自動車の運行による事故の発生の状況

2 国土交通大臣は、特定地域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特定地域について同項の規定による指定を解除するものとする。

3 第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除は、告示によつて行う。

4 都道府県知事は、国土交通大臣に対し、当該都道府県について第一項の規定による指定を行うよう要請することができる。

5 市町村長は、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、国土交通大臣に対し、当該市町村について第一項の規定による指定を行うよう要請することができる。

## 第二章 基本方針等

### (基本方針)

第四条 国土交通大臣は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の意義及び目標に関する事項

二 第九条第一項に規定する地域計画の作成に関する基本的な事項

三 特定事業その他の第九条第一項に規定する地域計画に定める事業に関する基本的な事項

四 その他一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な事項

3 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

### (一般乗用旅客自動車運送事業者等の責務)

第五条 一般乗用旅客自動車運送事業者であつて特定地域内に営業所を有するもの及びこれらの者の組織す

る団体（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）は、一般乗用旅客自動車運送が地域公共交通として重要な役割を担っていることを自覚し、当該特定地域において、地域における輸送需要の把握及びこれに応じた適正かつ合理的な運営の確保を図るための措置、地域における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応した運送サービスの円滑かつ確実な提供を図るための措置その他の一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### （国の責務）

第六条 国は、特定地域において一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する取組のために必要となる情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の支援を行うよう努めなければならない。

2 国は、特定地域において一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する取組と相まって、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化を推進するため、検査、処分その他の監督上必要な措置を的確に実施するものとする。

#### （関係者相互の連携及び協力）

第七条 国、地方公共団体、一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

### 第三章 地域計画の作成及び実施

#### (協議会)

第八条 特定地域において、地方運輸局長、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者等、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体及び地域住民は、次条第一項に規定する地域計画の作成、当該地域計画の実施に係る連絡調整その他当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議を行うための協議会（以下単に「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

- 一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
- 二 学識経験を有する者

三 その他協議会が必要と認める者

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(地域計画)

第九条 協議会は、基本方針に基づき、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するための計画（以下「地域計画」という。）を作成することができる。

2 地域計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

二 地域計画の目標

三 前号の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、地域計画の実施に関し当該協議会が必要と認める事項

3 地域計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれ、かつ、地方

自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。

4 地域計画は、その作成に係る合意をした協議会の構成員である一般乗用旅客自動車運送事業者が当該地



域計画に係る特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数の合計が当該特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数の過半数であるものでなければならぬ。

5 協議会は、地域計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣に送付しなければならぬ。

6 国土交通大臣は、前項の規定により地域計画の送付を受けたときは、協議会に対し、必要な助言をすることが出来る。

7 第三項から前項までの規定は、地域計画の変更について準用する。

(地域計画に定められた事業の実施)

第十条 地域計画の作成に係る合意をした協議会の構成員であつて、当該地域計画に定められた事業の実施主体とされたものは、当該地域計画に従い、事業を実施しなければならぬ。

2 協議会は、地域計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、当該地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対し、当該地域計画に定められた事業の実施のために必要な協力を要請することが出来る。

(特定事業計画の認定)

第十一条 地域計画において特定事業に関する事項が定められたときは、当該地域計画の作成に係る合意をした協議会の構成員であつて、特定事業の実施主体とされた一般乗用旅客自動車運送事業者は、単独で又は共同して、当該地域計画に即して特定事業を実施するための計画（以下「特定事業計画」という。）を作成し、これを国土交通大臣に提出して、その特定事業計画が一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を適切かつ確実に推進するために適當である旨の認定を申請することができる。

2 特定事業計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特定事業の内容
  - 二 特定事業の実施時期
  - 三 特定事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
  - 四 特定事業の効果
  - 五 前各号に掲げるもののほか、特定事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項
- 3 特定事業計画には、特定事業と相まって、地域計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び

活性化を推進するため、一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又は譲受け、一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併又は分割、一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の減少その他経営の合理化に資する措置として国土交通省令で定めるもの（以下「事業再構築」という。）について、次に掲げる事項を定めることができる。

一 内容

二 実施時期

三 効果

四 前三号に掲げるもののほか、その実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その特定事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 特定事業計画に定める事項が基本方針に照らし適切なものであること。

二 特定事業計画に定める事項が特定事業（当該特定事業計画に事業再構築に関する事項が定められている場合にあつては、特定事業及び事業再構築。以下同じ。）を確実に遂行するため適切なものであるこ

と。

三 特定事業計画に定める事項が道路運送法第十五条第一項又は第三十六条第一項若しくは第二項の認可を要するものである場合にあつては、その内容が同法第十五条第二項又は第三十六条第三項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。

四 特定事業計画に共同事業再構築（二以上の一般乗用旅客自動車運送事業者が共同して行う事業再構築をいう。以下同じ。）に関する事項が定められている場合にあつては、次のイ及びロに適合すること。

イ 共同事業再構築を行う一般乗用旅客自動車運送事業者と他の一般乗用旅客自動車運送事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ 一般乗用旅客自動車運送の利用者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

5 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る特定事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

6 第四項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

7 第四項の認定及び第五項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(公正取引委員会との関係)

第十二条 国土交通大臣は、二以上の一般乗用旅客自動車運送事業者の申請に係る特定事業計画(共同事業再構築に係る事項が記載されているものに限る。第三項において同じ。)について前条第四項の認定(同条第五項の変更の認定を含む。以下同じ。)をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、公正取引委員会に対し、当該送付に係る特定事業計画に従って行おうとする共同事業再構築が一般乗用旅客自動車運送事業における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるものとする。この場合において、国土交通大臣は、当該特定事業計画に係る特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業における市場の状況その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

2 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、前項の規定による送付を受けた特定事業計画について意見を述べるものとする。

3 国土交通大臣及び公正取引委員会は、国土交通大臣が前条第四項の認定をした特定事業計画に従ってす

る共同事業再構築について、当該認定後の経済的事情の変化により、一般乗用旅客自動車運送事業者間の適正な競争を阻害し、又は一般乗用旅客自動車運送の利用者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

(道路運送法の特例)

第十三条 第十一条第四項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）がその認定に係る特定事業計画（以下「認定特定事業計画」という。）に基づき実施する特定地域の住民の福祉の増進を図るための運送として国土交通省令で定めるものに係る旅客の運賃及び料金を定める場合においては、道路運送法第九条の三第一項の規定にかかわらず、あらかじめ、当該運賃及び料金を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

2 認定事業者が認定特定事業計画に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（道路運送法第五条第一項第三号の事業計画をいう。第十五条第一項において同じ。）の変更をする場合においては、当該認定事業者が当該認定を受けたことをもって、同法第十五条第一項の認可を受け、又は同条第三項若しくは第四項の規定による届出をしたものとみなす。

3 認定事業者が認定特定事業計画（事業再構築に関する事項が定められているものに限る。）に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡若しくは譲受け又は一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併若しくは分割をする場合においては、当該認定事業者が当該認定を受けたことをもって、道路運送法第三十六条第一項又は第二項の認可を受けたものとみなす。

（認定の取消し等）

第十四条 国土交通大臣は、認定事業者が正当な理由がなく認定特定事業計画に従って特定事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、認定特定事業計画に従って当該特定事業を実施すべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた認定事業者が当該勧告に従わないときは、その認定を取り消すことができる。

3 国土交通大臣は、認定特定事業計画が第十一条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定特定事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

#### 第四章 特定地域における道路運送法の特例

第十五条 特定地域において、一般乗用旅客自動車運送事業者が当該特定地域内の営業所に配置するその事業用自動車の合計数を増加させる事業計画の変更については、道路運送法第十五条第一項中「第三項、第四項」とあるのは、「第四項」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

2 特定地域の指定が解除された際又は特定地域の指定期間が満了した際現にされている前項の規定により読み替えて適用する道路運送法第十五条第一項の認可の申請であつて、前項に規定する事業計画の変更に係るものは、同条第三項の規定によりした届出とみなす。ただし、特定地域の指定期間の満了後引き続き当該地域が特定地域として指定された場合は、この限りでない。

#### 第五章 雑則

##### (資金の確保等)

第十六条 国は、地域計画に定められた事業の推進を図るために必要な資金の確保、融通又はそのあつせんその他の援助に努めるものとする。

##### (報告の徴収)



第十七条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、認定特定事業計画に係る特定事業の実施状況について報告を求めることができる。

（権限の委任）

第十八条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

（国土交通省令への委任）

第十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

（経過措置）

第二十条 この法律の規定に基づき国土交通省令を制定し、又は改廃する場合には、国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

## 第六章 罰則

第二十一条 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### ( 検 討 )

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行の状況、一般乗用旅客自動車運送事業の供給過剰の状況等を勘案し、地域公共交通としての一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化並びに利用者の利益の増進を推進する観点から、一般乗用旅客自動車運送事業の許可、運賃及び料金、事業用自動車の数に係る事業計画の変更、事故の報告等一般乗用旅客自動車運送事業に係る道路運送法に基づく制度の在り方について早急に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、一般乗用旅客自動車運送事業が地域公共交通として重要な役割を担っていることにかんがみ、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の登録等に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(道路運送法の一部改正)

5 道路運送法の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 第九条の三第二項第一号の規定の適用については、当分の間、「加えたものを超えないもの」とあるのは、「加えたもの」とする。

(登録免許税法の一部改正)

6 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二百二十五号中「又は第三十四条第二項」を「若しくは第三十四条第二項又は特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成二十一年法律第 号)第十三条第二項(道路運送法の特例)」に、「同法第二十二條第三項」を「地域公共交通の活性化及び再

生に関する法律第二十一条第三項」に、「又は同法第三十条第七項」を「若しくは同法第三十条第七項」に、「は当該事業計画」を「又は特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第十一条第四項（特定事業計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による特定事業計画の認定は当該事業計画」に改め、同号(二)口中「除く」の下に「。八において同じ」を加え、同号(二)に次のように加える。

<p>八 (一)口に掲げる許可を受けている者が特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第二条第五項（定義）に規定する特定地域内の営業所に配置する事業用自動車（道路運送法第二条第八項（定義）に規定する事業用自動車をいう。）の合計数を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの</p>	<p>認可件数</p>	<p>一件につき五千円</p>
--	-------------	-----------------

## 特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン

### 1 特定地域の協議会の目的

特定地域の協議会（以下、単に「協議会」という。）は、地域計画の作成、当該地域計画の実施に係る連絡調整、その他当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進するに当たり必要となる事項の協議を行うために設置するものとする。協議会は、特定地域において一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにすることは当然のこと、産業としての健全性、労働者の生活の確保、地域社会への貢献等の視点も含め、タクシーがすべての関係者にとって望ましい姿となるよう努めるものとする。

### 2 協議会の設置及び運営

- (1) 協議会は、1つの特定地域につき、1つ設置するものとする。
- (2) 協議会の設立に当たっては、原則として法第8条第1項に掲げる者が連携して設立準備会を立ち上げることとし、当該設立準備会が協議会設立の主導的な役割を担うものとする。
- (3) 協議会は、設立時に設置要綱を定めるものとし、当該設置要綱の原案は設立準備会が作成するものとする。
- (4) 設立準備会は、協議会の設立前に、協議会を設立する期日とともに協議会を設立する旨を公表するものとする。適切な公表手段を有する者が設立準備会の構成員となっていない場合は、地方運輸局長が公表するものとする。
- (5) 協議会設立時の手続きは次に掲げる順によるものとする。
  - ① 法第8条第1項に掲げる者に該当する構成員による設置要綱の承認
  - ② 協議会の役員を選出
  - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項の協議
- (6) 協議会の会長は、協議会の構成員の中から互選により選任するものとする。
- (7) 協議会には、必要に応じ、設置要綱に定めることによって、その運営の事務に関して主導的な役割を担う事務局長その他の運営に必要な役員を置くことができる。
- (8) 協議会の役員任期は、協議会の設置要綱に定めることができるものとする。
- (9) 協議会は、地域計画の作成後も、特定地域に指定されている間は定期的を開催するものとする。
- (10) (9)に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとする。また、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求できるものとする。
- (11) 協議会は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。
- (12) 協議会における協議を円滑なものとするため、地方運輸局長は、特定地域におけ

るタクシー事業の現状、問題点等を提示するものとする。特に現状を説明する際には、当該特定地域において適正と考えられる車両数を示すものとする。

### 3 協議会の取組みを行うに当たっての具体的な指針

協議会においては、次の(1)～(3)に掲げる事項について、それぞれに定める事項に留意しつつ、具体的に実施するものとする。

#### (1) 地域計画の作成

地域計画は、特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組みを定めるものであり、協議会は、協議会の設置後直ちに地域計画の作成に着手するものとする。地域計画の作成に当たっては、基本方針に定められた地域計画に関する事項に十分留意するものとする。

#### (2) 地域計画の実施に係る連絡調整

- ① 協議会は、地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合には、当該事業の関係者の連絡調整の場を設けるよう努めるものとする。
- ② 協議会は、地域計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、その議決を経て、当該地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対し、必要な協力を要請できるものとする。

#### (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関し必要な協議

協議会は、地域の実情に応じて、当該協議会の存する特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関し必要となる事項を協議するものとする。

### 4 協議会の構成員

(1) 法第8条第1項及び第2項に掲げる者は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- ① 地方運輸局長 協議会が設置される特定地域を管轄する地方運輸局長
- ② 関係地方公共団体の長 協議会が設置される特定地域を管轄する地方公共団体の長のうち地域公共交通としてのタクシーの役割・あり方等に関心を持ち、タクシーを地域公共交通として積極的に活用していく意欲等を示した地方公共団体の長
- ③ 一般乗用旅客自動車運送事業者等 タクシー事業を経営する者（以下「タクシー事業者」という。）のうち特定地域内に営業所を有するもの及び当該タクシー事業者が構成員となっているタクシー協会等のタクシー事業者の組織する団体（以下「タクシー協会等」という。）
- ④ 一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体 タクシー事業者の事業用自動車の運転者（以下「タクシー運転者」という。）のうち特定地域内に営業所を有するタクシー事業者が雇用するものが組合員となっている労働組合等のタクシー運転者の組織する団体（以下5(1)⑤において「労働組合等」という。）
- ⑤ 地域住民 例えば自治会、商工会等のタクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者（地域の実情に精通している地方公共団体が推薦する団体又は組織の代表者が望ましい。）
- ⑥ 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者 鉄

道事業者・一般乗合旅客自動車運送事業者等の他の公共交通事業者、ホテル等の宿泊施設管理者等

⑦ 学識経験を有する者 大学教授等の学識経験者

⑧ その他協議会が必要と認める者 特定地域の実情に応じ、タクシー事業の適正化及び活性化を推進する上で必要と認められる者（例えば協議会が設置される特定地域を管轄する都道府県労働局、労働基準監督署、都道府県公安委員会等の関係行政機関及び観光協会等）

- (2) 法第8条第1項に掲げる者については、特定地域において該当する者が存在しない場合を除き、必ず1者は協議会に参加していなければならないものとする。
- (3) 協議会の構成員については、地域の実情を踏まえて、協議会におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的に推進するものとなるよう十分留意するものとする。特に、都道府県労働局、労働基準監督所長、都道府県公安委員会等地域のタクシー事業の適正化及び活性化に関係する行政機関については、地域の実情に応じて必要と認められる場合は、積極的に構成員として加えるものとする。
- (4) 協議会設立後の協議会の構成員の変更は、設置要綱の変更を必要とするものとする。
- (5) 特定地域内に営業所を有するタクシー事業者は、当該タクシー事業者が構成員となっているタクシー協会等に、協議会の議決を委任することができるものとする。

## 5 協議会の合意形成

- (1) 設立準備会は、協議会の設置要綱の原案を作成し、協議会の設立時に法第8条第1項に掲げる者に該当する構成員の承認を得るものとする。承認の方法は、協議会運営の公平性と協議会の構成員の多様性を損なわないことに留意する観点から以下の方法によるものとする。
  - ① 地方運輸局長が承認していること。
  - ② 関係地方公共団体の長が全て承認していること。
  - ③ 設置要綱を承認しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー事業の事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
  - ④ 設置要綱を承認しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
  - ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が承認していること。
  - ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が承認していること。
- (2) 協議会における議題ごとの議決方法は、協議会の設置要綱に定めるものとする。
- (3) 設置要綱の変更の方法は、当該設置要綱に定める方法によるものとする。
- (4) 設置要綱に定める協議会の議決方法は、(1)を参考にしつつ、協議会運営の公平性と協議会の構成員の多様性を損なわないことに十分留意するものとする。
- (5) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的かつ円滑に推進するた

め、協議会の議決は限りなく全会一致に近い形で行われることが望ましく、そのための調整が積極的に行われるものとする。

- (6) 地域計画の作成に当たっては、法第9条第3項の規定により、その作成に係る合意をした協議会の構成員であるタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であるものでなければならないことに留意するものとする。

## 6 その他

協議会は、必要に応じて他の協議会と合同開催とすることができるものとする。また、必要に応じて、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）に規定する地域公共交通会議、運営協議会及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に規定する協議会等の地域の移動手段のあり方を協議する協議体とも合同開催とするなど、地域の交通体系を総合的にかつ効率的に協議するために必要な連携を行うものとする。



(別添)

〇〇協議会設置要綱（モデル要綱）

制定平成〇〇年〇〇月〇〇日

(目的)

第1条 〇〇協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、△△（特定地域）の関係者の自主的な取り組みを中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。  
2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業者の事業用自動車をいう。  
3 この要綱において「タクシー運転者」とは、タクシー車両の運転者をいう。  
4 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。  
5 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー運転者の組織する団体をいう。  
6 この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 地域計画の作成
- (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整
  - ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
  - ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
  - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
  - ① 協議会の運営方法
  - ② （地域の実情に応じて、必要となる事項を列記）

(協議会の構成員)

第4条 協議会設立時の構成員は、次に掲げる者とする（括弧内は例）。

- (1) 〇〇運輸局長又はその指名する者
- (2) 〇〇都道府県知事・〇〇市町村長又はそれらの指名する者

- (3) タクシー事業者（〇〇株式会社）
- (4) タクシー協会等（社団法人〇〇都道府県タクシー協会）
- (5) 労働組合等（〇〇労働組合〇〇都道府県支部）
- (6) 地域住民の代表（〇〇自治会長又は〇〇商工会長）
- (7) 鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設管理者等（〇〇株式会社）
- (8) 学識経験者（〇〇大学教授〇〇）
- (9) 〇〇都道府県労働局・〇〇労働基準監督署・〇〇都道府県公安委員会
- (10) （その他協議会が必要と認める者を列記）

（協議会の運営）

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は〇年とする。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会に事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 5 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 6 事務局長の任期は〇年とする。
- 7 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - (1) 役員を選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員の種別ごとに1個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
  - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
    - ① 地方運輸局長が合意していること。
    - ② 関係地方公共団体の長が全て合意していること。
    - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
    - ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
    - ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
    - ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
    - ⑦ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
  - (3) 地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
    - ① (2)①②及び④から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
    - ② 地域計画の作成に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
    - ③ 協議会の構成員である都道府県労働局及び労働基準監督署並びに都道府県公安委

員会が合意していること。

④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（都道府県労働局及び労働基準監督署並びに都道府県公安委員会を除く。）の過半数が合意していること。

⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 会長及び事務局長が合意していること。

② 会長及び事務局長以外の構成員の過半数が合意していること。

8 協議会は、〇ヶ月ごとを目安として開催することとする。

9 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。

10 協議会は原則として公開とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。